

# プラスチック資源再商品化実施に係る連携事業者募集要領

## I. 趣旨

令和 8 年度より、プラスチック資源循環の促進に向け、容器包装プラスチック廃棄物と合わせてプラスチック使用製品廃棄物の分別回収を実施する。この一括回収されたプラスチック資源の再商品化について、本市と連携して再商品化を実施する事業者の募集を行うもの。

## II. 一般事項

### 1. 名称

「プラスチック資源再商品化業務」に係る連携事業者募集

### 2. 主催者

西宮市環境局環境施設部施設整備課

### 3. 連携内容

- ・国に認定申請を行う再商品化計画の作成に関すること（令和 7 年度 6 月提出分）  
（計画期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年度 3 月 31 日まで）
- ・認定再商品化計画に基づき実施するプラスチック資源の再商品化に関すること
- ・その他、再商品化に必要な取組に関すること。

### 4. 本市と連携事業者の役割

#### ① 本市の役割

- ・再商品化計画を連携事業者と協力し作成する。
- ・再商品化計画を国に申請する。
- ・認定再商品化計画に基づき、連携事業者と委託契約（以下「本委託契約」という。）を締結する。
- ・認定再商品化計画に従って再商品化が実施されているかを確認し、連携事業者の管理・監督を行う。
- ・プラスチック容器包装廃棄物の再商品化費用  
（容器包装リサイクル法第 11 条第 3 項に規定する事業者負担分以外の費用）を支払う。
- ・認定再商品化計画に変更が生じた場合、国に変更の認定申請等を行う。
- ・国に対して再商品化の実施の状況に関する報告を行う。

#### ② 事業者の役割

- ・再商品化計画の作成について、本市に協力する。
- ・認定再商品化計画に基づき、本委託契約を締結する。
- ・委託契約に基づき、プラスチック資源の再商品化を行う。
- ・認定再商品化計画に変更が生じた場合、変更の認定申請等について本市に協力する。
- ・分別収集物の品質調査（組成調査）を行い、本市と容器包装リサイクル協会に連絡する。
- ・その他、必要となる報告業務等について、本市に協力する。

## 5. 費用及び特記事項

- ・各自の役割にかかる費用は各自負担とします。
- ・本市及び連携事業者は、それぞれの役割を適切に遂行したにも関わらず、再商品化計画の認定を受けることが出来なかった場合（取消し処分を含む）、連携は終了となり、互いに、賠償請求等名目の如何を問わず、金銭の請求をしないものとします。連携事業者においては、認定を受けるために設備投資を行ったとしても、その投下資本の回収ができなくなるリスクがありますのでご留意ください。ただし、再商品化計画の認定を受けることが出来なかった（取消し処分を含む）原因が、本市もしくは連携事業者いずれかの責に帰すべき事由によるものである場合は、相手方に対し、生じた損失（ただし、得べかりし利益を除く）について賠償の責を負うものとします。
- ・再商品化計画の認定を受けることが出来た場合、本市と連携事業者は、認定再商品化計画の条件で委託契約を締結しなければならないものとします。

## 6. 連携事業者募集スケジュール

スケジュールは、下記のとおりホームページの掲載により開始するものとする。

### (1) 西宮市ホームページへの掲載により公募開始

本業務に関して次の資料を施設整備課で配布するので申し出ること。

- ・実施要領
- ・仕様書（案）
- ・様式集

### (2) 質問書の提出期限

令和6年12月6日まで

### (3) 参加申込書の提出期限

令和6年12月20日まで

### (4) 連携事業者の決定通知

令和7年1月17日（予定）

### (5) 連携事業者との契約

令和7年10月（予定）

## III. 応募要領

### 1. 参加者の資格要件

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定を準用し、その規定に該当しないこと。
- (3) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条第3項に基づき認定を受けた実績があること。
- (4) 市がプラスチック資源の中間処理を行った分別収集物について、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条第3項に基づき再商品化の認定の取得見込みがあること。
- (5) 参加申込書の提出期限において、西宮市の指名停止を受けていないこと。
- (6) 直近事業年度の法人税、消費税及び市税について未納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての

事実がないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項各号に掲げる者及び西宮市暴力団排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でない者。

## 2. 応募手続

### (1) 応募書類の作成

- ① 参加申込書（様式第 1 号-1）
- ② 誓約書（様式第 1 号-2）
- ③ 再商品化計画の認定の実績を証明する資料
- ④ 会社概要（様式任意）および再商品化施設の平面図等（様式任意）

### (2) 提出部数 各 1 部

## 3. 応募方法

提出書類を提出期限までに郵送または、持参すること（ただし、土日祝日及び執務時間外は受けない）。なお、提出書類は返却しない。

## 4. 応募に関する留意事項

### (1) 費用の負担

参加申込に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

### (2) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更することができないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、市の同意を得た場合はこの限りでない。

### (3) 市が提供する資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示してはならない。

### (4) その他

実施要領及び仕様書等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には応募者に通知する。

## 5. 書類の提出及び問合せ先

西宮市環境局環境施設部施設整備課

西宮市西宮浜 3 丁目 8 番

電話 0798 - 22 - 6601

F A X 0798-26-9091

E-mail [shiseken@nishi.or.jp](mailto:shiseken@nishi.or.jp)

## 6. 質問受付等

### (1) 参加資格に関すること

質問書（様式第7号）によること。

- ① 質問書提出期限 令和6年12月6日
- ② 質問書回答 令和6年12月13日までに回答（予定）

### (2) 質問書の提出方法と回答方法

- ① 提出方法 質問書を施設整備課まで電子メールで提出すること。
- ② 回答方法 応募者に個別に電子メールで回答する。ただし、事業の実施条件等にかかわると市が判断した場合、当該質問とその回答内容を公表することがある。

## 7. 事業者の選定について

### (1) 選定方法

- ・ II 応募要領に示す、参加の資格要件を満たす事業者の中から、応募書類の参加申込書に記載する「想定している処理単価」により候補者を決定する。

## IVその他

### 連携事業者募集に関するスケジュール

以下に想定される事業スケジュールを示す。

No.	内 容	必ず事業者が守るべき提出期限等
1	質問がある場合は質問書を提出 参加資格：令和6年12月6日までに提出	
2	質問への回答 参加資格：令和6年12月13日（予定）	
3	参加申込書の提出	◆提出期限：令和6年12月20日
4	連携事業者の決定通知	令和7年1月17日（予定）
5	再商品化計画認定申請書の必要書類作成・提出	令和7年2月～6月（予定）
6	環境省承認	令和7年9月（予定）
7	事業者との契約	令和7年10月（予定）
8	委託業務の開始	令和8年4月1日（予定）
9	委託業務の実施（3年）に伴う、報告等	
10	委託業務の終了	令和11年3月31日